

未成年者の受診について

当院では未成年者の方が受診されるときには、原則として保護者もしくは法律上の代理人及び同行者として当院が認めた方などの同伴をお願いしております。

付き添いが必要な理由

- ・ 症状、既往歴、アレルギー歴、治療中の病気やケガ、服用薬の確認など、必要な医療情報を確認するため
- ・ 検査や処置のリスクや処方薬の副作用などを適切に理解し判断していただくため
- ・ 治療の方針を決める際に保護者の方の判断や承諾が必要であるため
- ・ 診察結果を正確にお伝えするため

当院の方針

	初診	再診
中学生未満	不可	不可
中学生以上18歳未満	不可	条件付きで可（院長が許可した方のみ可）
※18歳でも高校在学中は含む ※就労し保険証が本人名義の方は除く		※急性疾患・前回と違う症状などの際は 同伴をお願いします。

注意

- ・ 緊急を要する場合は、保護者（代理人）の同意なくとも医師の判断で処置や検査を行うことがあります。
- ・ 同伴者が必要な方が単独で受診された際、緊急性がないと判断した場合、診察は後日に保護者（代理人）と同伴で受診して頂きます。
- ・ 単独受診可能な場合も、診察時に保護者（代理人）との電話連絡が取れるようにご協力ください。
診察内容や症状によっては、再診の方でも同伴をお願いする場合があります。
- ・ ご不明点は受診前に当院に電話でご連絡ください。来院後にご本人（未成年者）が困惑されないようご協力ください。